

資料編

1 計画策定までの経過

年度	月日	内容
平成30年度	7月10日	子ども・子育て支援事業計画検討会議 ・子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について(概要)
	7月18日	第1回会津若松市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について(概要)
	10月24日	第2回会津若松市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査(調査票)について他
	11月～1月	計画策定に係るニーズ調査実施
令和元年度	7月3日	第1回会津若松市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の報告 ・子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第2期子ども・子育て支援事業計画(骨子)について
	7月11日	子ども・子育て支援事業計画検討会議担当者会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)について他
	8月7日	第2回会津若松市子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)について
	8月22日	子ども・子育て支援事業計画検討会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)について他
	10月7日	第3回会津若松市子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)について
	11月11日	第4回会津若松市子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)について
	11月26日	文教厚生委員会協議会 ・第2期市子ども・子育て支援事業計画(案)について(報告)
	11月27日～12月27日	パブリックコメント実施
	1月22日	第5回会津若松市子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画(案)について(諮問)他
	2月18日	第2期子ども・子育て支援事業計画(案)について(答申)

2 会津若松市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年会津若松市条例第 23 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、会津若松市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項について市長に意見を述べ、又は調査審議する。

(組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者（法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。）
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 子ども・子育て支援に関心を持つ市民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

所掌事務（第 2 条関係）

- ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること
- ・ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること
- ・ 子ども・子育て支援事業計画に関すること
- ・ 子ども・子育て支援に関し必要な事項及び施策の実施状況に関すること

3 会津若松市子ども・子育て会議委員一覧（令和元年度）

選出団体	職名	氏名	備考
会津若松市保育所保護者会連合会	副会長	佐々木 健	
会津若松市幼稚園保護者会連絡協議会	前会長	寿上 祐光	～第4回会議
	会長	小林 純一	第5回会議
津若松市父母と教師の会連合会	前副会長	安藤 暢昭	～第4回会議
	会長	成澤 勝蔵	第5回会議
会津若松商工会議所	女性会理事	村崎 紀子	～第4回会議
	女性会会長	皆川 由香	第5回会議
日本労働組合総連合会福島県連合会会津若松地区連合会	事務局長	田中 秋広	
会津若松医師会	監事	佐藤 惇	
会津若松市立小・中学校長協議会	行仁小学校長	酒井 宏	～第4回会議
	永和小学校長	遠藤 信恵	第5回会議
会津若松市保育所連合会	門田報徳保育園長	遠藤 浩平	
会津若松市幼児教育振興協会	顧問	橋本 希義	
学校法人堀内学園	理事長	堀内 恵梨子	
会津若松市子ども会育成会連絡協議会	会長	新井田 萬壽子	
ファミリー・サポート・あいづ	代表	川島 安紀子	
公立大学法人会津大学	上級准教授	清野 正哉	会長
公立大学法人会津大学短期大学部	教授	郭 小蘭	
会津若松市民生児童委員協議会	主任児童委員	永峯 隆子	～第4回会議
		塩田 米子	第5回会議
会津保健福祉事務所	主任社会福祉主事	折笠 薫	副会長
会津若松市地域自立支援協議会	療育部会長	森田 まゆみ	～第4回会議
	療育部会員	菅野 トモ子	第5回会議
公募		高野 サヨ	～第4回会議
公募		佐藤 紘子	～第4回会議
公募		湯田 志穂	第5回会議

4 会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議設置要綱

(平成25年5月27日決裁)

(平成27年8月12日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第66条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）の策定及び実施に関する進行管理を行うため、会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議（以下「検討会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、支援事業計画の検討及び進行管理を行う。

(組織)

第3条 検討会議の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 健康福祉部企画副参事
- (2) 企画調整課長
- (3) 協働・男女参画室長
- (4) 地域づくり課長
- (5) 財政課長
- (6) 地域福祉課長
- (7) 障がい者支援課長
- (8) こども家庭課長
- (9) こども保育課長
- (10) 健康増進課長
- (11) 商工課長
- (12) 教育総務課長
- (13) あいづっこ育成推進室長
- (14) 学校教育課長
- (15) 生涯学習総合センター副所長

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、健康福祉部企画副参事をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども保育課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員が検討会議に出席できないときは、当該委員が指名する職員を代理として出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、第3条各号に掲げる者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(担当国会議)

第6条 検討国会議に、担当国会議を置く。

2 担当国会議は、こども保育課長が招集し、会務を総理する。

3 担当国会議の委員は、第3条各号に掲げる検討国会議の委員の所属職員（次項において「担当者」という。）とする。

4 担当者が担当国会議に出席できないときは、当該担当者が指名する職員を代理として出席させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

5 諮問・答申

(1) 諮問書

元こ保第1240号

令和2年1月22日

会津若松市子ども・子育て会議 会長 様

会津若松市長 室井 照平

第2期会津若松市子ども・子育て支援事業計画(案)について (諮問)

子ども・子育て支援法第77条第1項第3号及び会津若松市子ども・子育て会議
条例第2条の規定に基づき、第2期会津若松市子ども・子育て支援事業計画(案)に
ついて、意見を求めます。

(2) 答申書

答 申 書

令和2年2月18日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市子ども・子育て会議
会 長 清 野 正 哉

会津若松市子ども・子育て支援事業計画(案)について (答申)

令和2年1月22日付け元こ保第1240号で諮問のありました標記の件につきましては、会津若松市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき審議を行った結果、その内容を妥当であると認め、意見を附してその旨を答申するものであります。

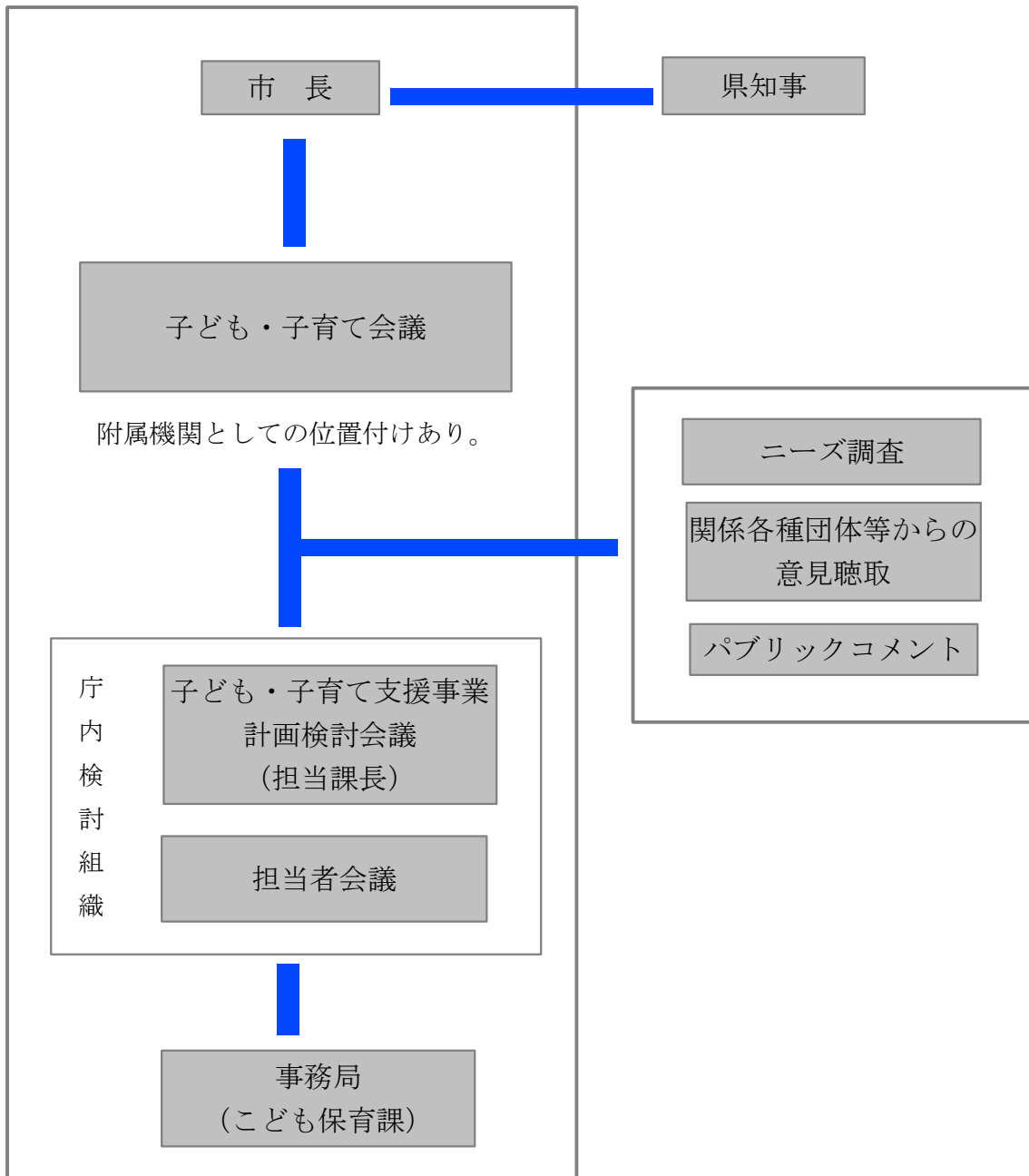
なお、委員の総意として出されました下記の附帯意見につきましても十分尊重し、会津若松市子ども・子育て支援事業計画(案)で定める各事業の推進に取り組まれるよう望みます。

記

附帯意見

- 1 「会津若松市子ども・子育て支援事業計画」を広く市民及び関係機関に周知するとともに、同計画の子育て支援に係る施策・事業を確実に実行するよう努められたい。
- 2 「会津若松市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ」の実現に向け、子育て支援に関する市民ニーズに的確に対応するよう努められたい。

6 子ども・子育て支援事業計画策定体制図



7 用語集

◇あいづっこ宣言

市民一人ひとりが「次代を担う会津人の育成」を自らの課題として捉え、家庭や学校、地域が一体となり、それぞれの立場から青少年健全育成のための行動を起こしていく「共通の指針」として、「青少年の心を育てる市民行動プラン“あいづっこ宣言”」を策定しました。

「あいづっこ宣言」は、会津の伝統的な規範意識を踏まえて、「会津に育つすべての子どもが、このような子どもに育ってほしい」という想いを示したもので、6つの行動規範と、それを締めくくる1つの行動規範で構成されています。

◇教育相談員

教育相談員は、人格円満で社会的信望があり、健康で教育の向上に熱意を持ち、学校教育に関する経験を有する者から教育委員会が任命します。小学校又は中学校との連携及び協力を図りながら、問題行動の傾向をもつ児童生徒及び保護者への指導相談並びに教師に対する援助の充実を図り、問題解決に努めます。

◇合計特殊出生率

1人の女性が生涯に生むと見込まれる子どもの数を表すものであり、その年の15歳から49歳までの女性が生んだ子どもの数を元に算出されます。

◇コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指します。

◇心の教室相談員

小中学校の児童生徒の悩み、不安、ストレスを和らげることのできるよう、教員経験者やカウンセリング業務経験者など、教育や福祉の分野で児童の指導・相談業務の経験がある者が相談員として各学校に配置されています。児童生徒の悩みの相談・話し相手、保護者・家庭と学校の連携の支援、その他の学校の教育活動の支援などの活動を行います。

◇子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）

◇児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

児童（18歳未満の者）の権利について定める国際条約であり、通称として「子どもの権利条約」と言われています。

平成元年（1989年）11月20日に国連総会で採択され、日本国内では平成6年（1994年）5月22日から効力が発生しています。批准国は児童の最善の利益のために行動しなければならないと定められています（第3条）。

◇小1の壁

主に共働きやひとり親世帯において、子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立が難しくなること。親の退社時間まで子どもを預けられる施設がみつからなかったり、保護者の負担が増えたりすることにより、働き方を変えなければならないような問題が生じることがあります。

◇小1プロブレム

小学校の新1年生が学校生活に適応できずに起こす「集団行動が出来ない」「授業中に座ってられない」といった行動（学校生活に適応できない状態）が継続する問題です。

◇スクールカウンセラー（SC）

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家で、臨床心理士があてられる場合が多くなっています。

◇スクールソーシャルワーカー（SSW）

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家です。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格を持つ方で、教育委員会などに配置され、派遣されるケースが多くなっています。

◇地域学校協働活動推進員

教育委員会で委嘱し、各地域において放課後子ども教室や学校支援活動などを実施するにあたり、学校側との連絡調整や地域の方々に協力を呼びかけるなど、事業のコーディネートを行います。

◇適応指導教室

不登校の児童・生徒に対する指導を行うために教育委員会が在籍校以外の施設に設置する教室を言います。学校生活への復帰を支援するため、在籍校と連携しながら、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導などを行います。

◇認定区分

教育・保育施設等を利用する場合は、子ども・子育て支援法等の規定に基づき、市から教育・保育給付認定を受けることとなります。その認定区分は以下の3つとなります。

- 1号：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- 2号：満3歳以上の保育の必要性のある就学前の子ども
- 3号：満3歳未満の保育の必要性のある就学前の子ども

会津若松市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集・発刊 会津若松市 健康福祉部 こども保育課

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

TEL 0242-39-1239

FAX 0242-39-1246

ホームページ : <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

E-mail : kodomohoiku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp